令和５年第６回
小坂町農業委員会会議録

令和５年６月８日（木）１４時００分役場会議室において招集した。

１．出席委員（９人）は次のとおりである。

１番　小　舘　康　弘	２番　大　内　正　富	３番　宮　舘　文　男
４番　阿　部　龍　平	５番　亀　田　静　子	６番　中　村　　仁
７番　中　村　修太郎	８番　奈　良　延　浩	９番　木　村　　功

２．欠席委員は次のとおりである。

10番　小　舘　正　光

３．本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　　木　村　則　彦
事務局長補佐　相　馬　一　之

４．本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐　相　馬　一　之

５．議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

６番　中　村　　仁　　７番　中　村　修太郎

６．会議に付した案件は次のとおりである。

第１　報告　第　９号　農地の転用事実に関する照会書について
第１　報告　第１０号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について
第２　議案　第　５号　農地法第３条の規定による許可について
第２　議案　第　６号　農地法第５条の規定による許可について
第３　決定　第　７号　小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

議　　長（亀田）　定刻になりましたので、これから令和５年第６回の総会を始めたいと思います。
出席状況について、報告をお願いいたします。
（１４：００）

事務局　９名出席です。１０番委員は病欠になります。

議　　長　只今の出席者は９名出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
本日の会議録署名委員を指名いたします。６番中村仁委員、７番中村修太郎委員の両名を指名いたします。
（１４：０１）

議　　長　それでは議事に入ります。日程第１、報告第９号について、事務局より説明を求めます。

事務局　日程第１報告第９号を説明いたします。
３ページをお開き下さい。令和５年４月２６日に、法務局から表にある４筆に対して転用の有無等についての照会がありました。４ページからの地図及び写真により状況を説明しました。９ページにより回答した旨を説明しました。以上で報告を終了します。

事務局

議　　長　報告第９号について質問意見等ありますか。

議　　長　他に質問等ありませんか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員　はいの声あり。

議　　長　それでは、日程第１報告第９号を終了します。
（１４：０４）
議　　長　次に日程第１報告第１０号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第１報告第１０号について説明いたします。
１１ページをお開き下さい。Ａ氏所有の土地とＢ氏所有の土地についての合意解約になります。Ａ氏の土地は、秋田県農業公社を通しての賃貸借になりますので、一覧表では２段書きになっています。Ａ氏の土地は、これから３条申請での議案、Ｂ氏の土地は、これから５条申請での議案について審議します。１４ページ及び２０ページにより、現地の説明をしました。以上で、報告を終了します。
議　　長　報告第１０号について質問意見等ありますか。
８番委員　事務所と申請地の間は田でしょうか。（申請地南側）
事 務 局　図面では田のように見えますが、既存の資材置場です。
議　　長　他に質問等ありませんか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
各 委 員　はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第１報告第１０号を終了します。
（１４：０９）
議　　長　次に日程第２議案第５号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第２議案第５号を説明いたします。
議案第５号、農地法３条の申請について説明いたします。
まず始めに、２２ページをお開き下さい。荒谷字上谷地の田についての贈与です。２８ページからの地図により現況説明しました。
以上で日程第２議案第５号の報告を終了します。
議　　長　議案第５号について質問意見等ありますか。
７番委員　３条とは、どのような条項でしょうか。
事 務 局　農地の所有権移転になります
議　　長　他に質問等ありませんか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
各 委 員　はいの声あり。
議　　長　それでは、日程第２議案第５号を終了します。
（１４：１６）
議　　長　次に日程第２議案第６号について、事務局より説明を求めます。
事 務 局　日程第２議案第６号を説明いたします。
議案第６号、農地法５条の申請について説明いたします。
まず始めに、３０ページをお開き下さい。小坂字岩ノ下の田についての転用です。
Ｂ氏からＣ社への土地の賃貸借による資材置場への転用になります。
３６から３８ページにかけて土地の賃貸借契約書の写しです。１０年の自動更新契約になります。４３ページからの地図及び図面により現況説明しました。
なお、転用する農地は、３種農地ですが、面積が３０ａを越えているため、秋田県農業会議への諮問が必要です。最終的な許可の可否は、秋田県農業会議からの答申後になります。
以上で日程第２議案第６号の報告を終了します。
議　　長　議案第６号について質問意見等ありますか。
７番委員　申請地の北側は誰の土地でしょうか。
事 務 局　調べていないため不明ですが、必要があれば後日お知らせします。
議　　長　他に質問等ありませんか。
ないようですので、よろしいでしょうか。
はいの声あり。
各 委 員　それでは、日程第２議案第６号を終了します。
議　　長　（１４：２２）

	最後に日程第３決定７号について、事務局より説明を求めます。
議　　長	それでは、日程第３決定第７号について、説明します。
事 務 局	今回は案件が、２件です。 ４７ページをお開き下さい。１件目は、設定する者がＤ、受ける者がＥ、小坂字向田表３筆と、小坂字新遠部３筆、計６筆、新規の５年契約です。 ２件目は、設定する者がＦ、受ける者がＧ、小坂字藤原１筆、更新の５年契約です。 ４９ページからの地図で位置関係について説明を実施しました。 以上で日程第３決定第７号の報告を終了します。 決定第７号について質問意見等ありますか。
議　　長	他に質問等ありませんか。 ないようですので、よろしいでしょうか。 はいの声あり。
各 委 員	それでは、日程第３決定第７号を終了します。
議　　長	（１４：２５） 総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第６回総会を終了します。
議　　長	（１４：２６）